

許可自治体	秋田県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第00506007551号	許可期限日	2029(令和11)年09月08日

許可番号 第00506007551号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック

代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和6年9月9日

許可の有効年月日 令和11年9月8日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替・保管を除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する)

ア 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、イ 汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む、

水銀含有ばいじん等を含む。)、ウ 廃油、エ 廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、

オ 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、

カ 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、

キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残渣、サ ゴムくず、

シ 金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、

ス ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む、

水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、セ 鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、

ソ がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、タ ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上16品目(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う

産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年9月9日 新規許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

許可自治体	秋田県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第00556007551号	許可期限日	2029(令和11)年09月09日

許可番号 第00556007551号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック

代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和6年9月9日

許可の有効年月日 令和11年9月8日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、エ 感染性産業廃棄物、

オ 特定有害産業廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃石棉等、燃え殻、汚泥、

廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい及びばいじんに限る。

含まれる有害物質については別記1のとおりとする。） 以上5品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年9月9日 新規許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

許可自治体	秋田県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第00556007551号	許可期限日	2029(令和11)年09月09日

別記1

オ 特定有害産業廃棄物

- 廃PCB等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るものに限る。）
- PCB汚染物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るものに限る。）
- PCB処理物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るものに限る。）
- 廃石綿等
- 特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印：積替・保管を除く ●印：積替・保管を含む - 印：対象外)

有害物質	廃棄物名	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥
	アルキル水銀化合物	-	-			-	-	-	-
	水銀又はその化合物	○	○			○	○	○	-
	カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○	-
	鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○	-
	有機燐化合物					○	○	○	-
	六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○	-
	砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○	-
	シアン化合物					○	○	○	-
	PCB					-	-	-	-
	トリクロロエチレン				○	○	○	○	-
	テトラクロロエチレン				○	○	○	○	-
	ジクロロメタン				○	○	○	○	-
	四塩化炭素				○	○	○	○	-
	1, 2-ジクロロエタン				○	○	○	○	-
	1, 1-ジクロロエチレン				○	○	○	○	-
	シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	○	○	-
	1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○	-
	1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	○	○	-
	1, 3-ジクロロプロペン				○	○	○	○	-
	チウラム					○	○	○	-
	シマジン					○	○	○	-
	チオベンカルブ					○	○	○	-
	ベンゼン				○	○	○	○	-
	セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○	-
	ダイオキシン類		○	○		○	○	○	-
	1, 4-ジオキサン		○		○	○	○	○	-

許可自治体	千葉県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01200007551号	許可期限日	2026(令和8)年11月30日

許可番号 第01200007551号

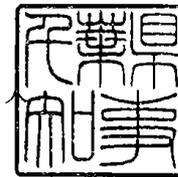
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社 ユアック
代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊



許可の年月日 令和3年12月1日

許可の有効年月日 令和8年11月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、ウ 廃油、エ 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）、オ 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ 動物系固形不要物、シ ゴムくず、ス 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、セ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ソ 鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）、タ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、チ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和3年12月1日 新規許可

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可自治体	千葉県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01250007551号	許可期限日	2026(令和8)年11月30日

許可番号 第01250007551号

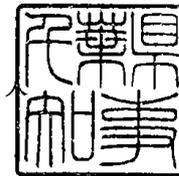
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社 ユアック
代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊



許可の年月日 令和3年12月1日

許可の有効年月日 令和8年11月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
エ 廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）、
オ PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）、
カ PCB処理物（低濃度PCB廃棄物に限る。）、
キ 廃石綿等、
ク 特定有害産業廃棄物（鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和3年12月1日 新規許可

4. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可自治体	千葉県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01250007551号	許可期限日	2026(令和8)年11月30日

許可番号 第01250007551号

許可証別紙1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉛	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
有機燐化合物	○	○	○	○	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
シアン化合物	○	○	○	○	○	○	○
PCB	○	○	○	○	○	○	○
トリクロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
テトラクロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロパン	○	○	○	○	○	○	○
チウラム	○	○	○	○	○	○	○
シマジン	○	○	○	○	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
ダイキシン類	○	○	○	○	○	○	○
1,4-ジクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○

許可自治体	東京都	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1350007551号	許可期限日	2029(令和11)年12月14日

様式第十三号の二(第十条の十四関係) 令和 4年11月18日 4環資産更第1050号
 許可番号 第1350007551号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

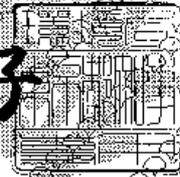
住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
 氏名 株式会社ユアック
 代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年12月15日
 許可の有効年月日 令和11年12月14日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)
- ② 廃酸(pH2.0以下のもの)
- ③ 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)
- ④ 特定有害産業廃棄物
 ア. 廃ポリ塩化ビフェニール等(低濃度PCBに限る)
 イ. ポリ塩化ビフェニール汚染物(低濃度PCBに限る。)
 エ. 廃石綿等
 エ. 金属等を含む廃棄物(裏面別表のとおり)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成29年12月15日 新規許可
 令和 4年12月15日 更新許可 第1回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

(裏面あり)

この許可証には複製の不正防止措置を施してあります。



許可自治体	東京都	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1350007551号	許可期限日	2029(令和11)年12月14日

令和 4 年 1 月 1 8 日
4 機 産 産 更 第 1 0 5 0 号
許可番号 第 1 3 5 0 - 0 0 7 5 5 1 号

〔裏面〕

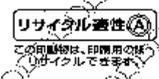
別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機磷化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	ポリクロロブチレン	ポリクロロエチレン	ポリクロロプロピレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・三クロロエチレン	一・二・三クロロプロピレン	一・二・三クロロブチレン	一・二・三クロロペンタレン	一・二・三クロロヘキサレン	一・二・三クロロヘプタレン	一・二・三クロロオクタレン	一・二・三クロロノナレン	一・二・三クロロデカレン	一・二・三クロロウンデカレン	一・二・三クロロドodeカレン	一・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百	一・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百
廃棄物名																												
燃え殻																												
汚泥																												
廃油																												
廃酸																												
廃アルカリ																												
鉱さい																												
ばいじん																												
指定下水汚泥																												

〔備考〕・表中の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



許可自治体	神奈川県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01450007551号	許可期限日	2029(令和11)年04月05日

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

神奈川県指令 資循第7126号

許可番号 01450007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏 名 株式会社ユアック

代表取締役 赤本 裕

法人にあっては名称及び代表者の氏名



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐



許可の年月日 令和4年6月1日
 (初回許可年月日 平成29年4月6日)
 許可の有効年月日 令和11年4月5日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く。）
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類
 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、
 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、
 特定有害産業廃棄物
 廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB廃油に限る。）、
 ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB汚染物に限る。）、廃石棉等
 金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和4年6月1日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

 神奈川県

許可自治体	神奈川県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01450007551号	許可期限日	2029(令和11)年04月05日

別表1 金属等を含む特定有害産業廃棄物
積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類 金属等の名称	鉛 さい	ばい じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
有機燐化合物	△	△	△	△	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	-	-	-
トリクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
ジクロロメタン	△	△	△	○	○	○	○
四塩化炭素	△	△	△	○	○	○	○
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	○	○	○	○
チウラム	△	△	△	△	○	○	○
シマジン	△	△	△	△	○	○	○
チオベンカルブ	△	△	△	△	○	○	○
ベンゼン	△	△	△	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○
1・4-ジオキサン	△	○	△	○	○	○	○
ダイオキシン類	△	○	○	△	○	○	○

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。

許可自治体	富山県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01652007551号	許可期限日	2027(令和9)年06月18日

許可番号01652007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏 名 株式会社ユアック
(法人にあっては名称 代表取締役 赤本 裕
及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 石井 隆



許可の年月日 令和2年6月24日
許可の有効年月日 令和9年6月18日

1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

- 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はカドミウム又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- 廃PCB等
PCB汚染物
（いずれも低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であるものに限る。）
- 廃石棉等
（以上6種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年6月19日 収集運搬 【新規許可】 許可番号 01657007551

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

- 1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- 2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。

許可自治体	石川県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01755007551号	許可期限日	2027(令和9)年12月08日



許可番号第 01755007551 号

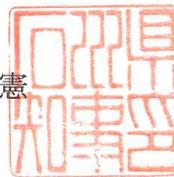
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏 名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 谷 本 正 憲



許可の年月日 令和3年 5月17日
許可の有効年月日 令和9年12月 8日

- 事業の範囲
積替え、保管を除く。
廃ポリ塩化ビフェニル等（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）
ポリ塩化ビフェニル汚染物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）
以上2種類
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
平成27年12月9日 新規 令和3年1月29日 更新
令和3年5月17日 変更（廃ポリ塩化ビフェニル等（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く）の追加等）
- 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	福井県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1801007551号	許可期限日	2030(令和12)年12月26日

許可番号 01801007551

産業廃棄物収集運搬業許可証

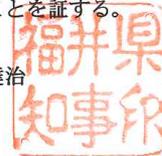
優良

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック 代表取締役 赤本 裕
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日 令和 5年12月27日
許可の有効年月日 令和12年12月26日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築
又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、ばいじん
以上16種類

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは
保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 平成25年12月27日 | 新規許可 |
| (2) 平成30年12月27日 | 更新許可 |
| (3) 令和 5年12月27日 | 更新許可・優良認定 |

5. 積替え許可の有無 無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	福井県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1851007551号	許可期限日	2031(令和13)年02月09日

許可番号 01851007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック 代表取締役 赤本 裕
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日 令和 6年2月10日
許可の有効年月日 令和13年2月9日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油(揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンもしくは1,4-ジメチレンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸(水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、酢酸、シマジン、チオベンゾグリア、ベンゼン、1,4-ジメチレンもしくはダイメチレン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、酢酸、シマジン、チオベンゾグリア、ベンゼン、1,4-ジメチレンもしくはダイメチレン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

廃PCB等(低濃度PCB廃棄物に限る。)

PCB汚染物(低濃度PCB廃棄物に限る。)

鉱さい(水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、または六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等

ばいじん(水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、または六価クロム化合物、1,4-ジメチレンもしくはダイメチレン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、または六価クロム化合物もしくはダイメチレン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥(水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはこれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、酢酸、シマジン、チオベンゾグリア、ベンゼン、1,4-ジメチレンもしくはダイメチレン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上11種類

許可自治体	福井県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1851007551号	許可期限日	2031(令和13)年02月09日

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ
なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新または変更の状況
(1) 平成26年 2月10日 新規許可
(2) 平成29年11月29日 変更許可
・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃PCB等(低濃度PCB廃棄物に限る。)、PCB汚染物(低濃度PCB廃棄物に限る。)を追加
(3) 平成31年 2月10日 更新許可
(4) 令和 6年 2月10日 更新許可・優良認定
5. 積替え許可の有無 無
市名 - 許可番号 -
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	岐阜県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02100007551号	許可期限日	2027(令和9)年03月01日

許可番号 02100007551

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏 名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇

許可の年月日 令和 2年 3月 2日
許可の有効年月日 令和 9年 3月 1日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、かみくず

上記6品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の廃棄、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、おれき類

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣、鉱さい、ばいじん

以上 16種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成27年 3月 2日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

令和 2年 3月 2日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

許可自治体	岐阜県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02150007551号	許可期限日	2027(令和9)年03月01日

許可番号 02150007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏 名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 2年 3月 2日
許可の有効年月日 令和 9年 3月 1日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃PCB等、特定有害PCB汚染物、特定有害鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、アルキル水銀、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害塵石綿等、特定有害ばいじん（水銀、1, 4-ジオキサン、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、ダイオキシン類、アルキル水銀、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害燃焼灰（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、ダイオキシン類、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、セレン又はその化合物を含むもの）

以上 14種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

許可自治体	岐阜県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02150007551号	許可期限日	2027(令和9)年03月01日

許可番号 02150007551

- 3 許可の条件
なし
- 4 許可の更新又は変更の状況
平成27年 3月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(新規)
令和 2年 3月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(更新)(優良認定)
- 5 積替え許可の有無 有 無
- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

COPY

許可自治体	静岡県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02251007551号	許可期限日	2028(令和10)年05月05日



様式第十三号の二(第十条の十四関係)

第02251007551号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏名 株式会社 ユアック
代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和3年5月6日

許可の有効年月日 令和10年5月5日

1. 事業の範囲

事業の区分
特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬(積替え及び保管行為を除く)
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃PCB等(低濃度PCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等に限る。)、PCB汚染物(低濃度PCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等に限る。)、特定有害銻さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害腐石綿等、特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-

許可自治体	静岡県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02251007551号	許可期限日	2028(令和10)年05月05日

、1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。)、特定有害腐食アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。)

以上 111品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 5月 6日 新規許可
令和 3年 6月 1日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02300007551号	許可期限日	2027(令和9)年08月18日

許可番号第 0 2 3 0 0 0 0 7 5 5 1 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡 山 県 久 米 郡 美 咲 町 吉 ヶ 原 3 9 3 番 地 の 2

氏 名 株 式 会 社 ユ ア ッ ク
代表取締役 赤 本 裕 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許 可 の 年 月 日 令 和 6 (2024) 年 3 月 1 4 日
許 可 の 有 効 年 月 日 令 和 9 (2027) 年 8 月 1 8 日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上 16品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年 8月19日 新規許可

平成22年 8月19日 更新許可

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02300007551号	許可期限日	2027(令和9)年08月18日

許可番号第 0 2 3 0 0 0 0 7 5 5 1 号

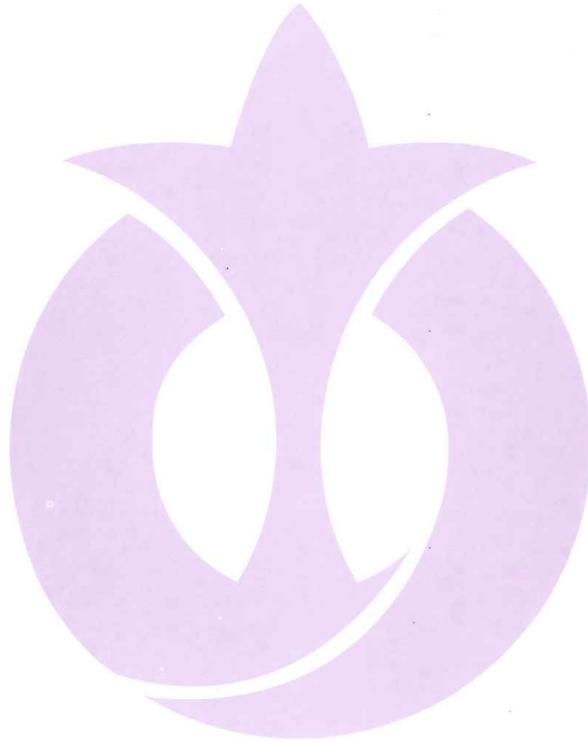
平成 2 7 年 8 月 1 9 日 更新許可
令和 2 年 9 月 2 9 日 更新許可 (優良認定)
令和 6 年 3 月 1 4 日 変更許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



許可自治体	愛知県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02350007551号	許可期限日	2027(令和9)年08月18日

許可番号第 02350007551 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 岡山县久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏 名 株式会社 ユアック
代表取締役 赤本 裕 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第廿四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県 村 秀 章

許可の年月日 令和6年9月12日
許可の有効年月日 令和9年8月18日

1 事業の範囲

積替え、

引火性廃棄物、腐食性廃棄物、腐食性液体、感熱性廃棄物、特定有害廃PCB等（特定有害廃電気機器及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。）、特定有害PCB含有廃棄物（微量PCB含有廃電気機器及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。）、特定有害さい（鉛、カドミウム、砒素、六価クロム、珪素、セレンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、珪素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロプロパン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、

許可自治体	愛知県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02350007551号	許可期限日	2027(令和9)年08月18日

許可番号第 0 2 3 5 0 0 0 7 5 5 1 号

セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

以上 111品目

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

- 3 許可の条件

なし

- 4 許可の更新又は変更の状況

平成17年 8月19日 初年度

平成22年 8月19日 第5年度

平成27年 8月19日 第10年度

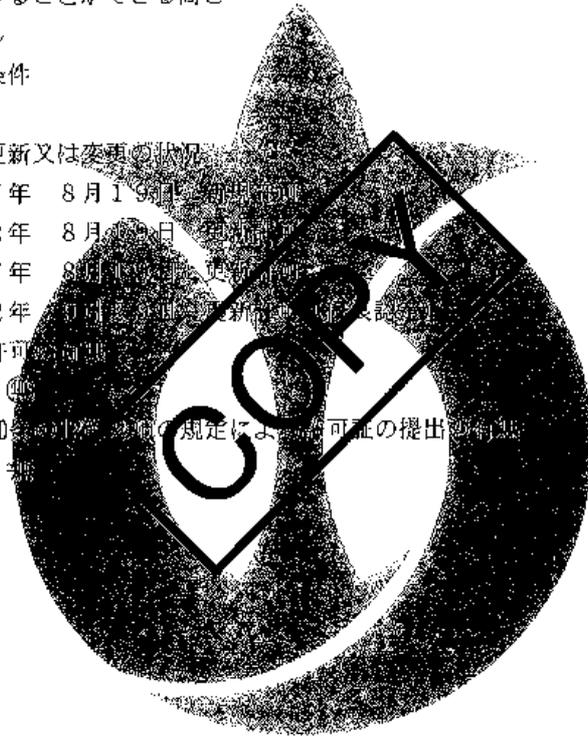
令和 2年 許可更新(更新) 第15年度

- 5 積替え許可の取組

有 ・ 〇

- 6 規則第10条(貯蔵)の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 〇



許可自治体	三重県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02400007551号	許可期限日	2031(令和13)年02月06日

許可番号 第02400007551号

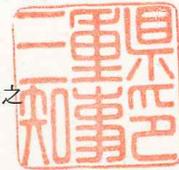
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏 名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和6年2月27日

許可の有効年月日 令和13年2月6日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、

ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、

廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、紙くず、

木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、

がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上16種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2.

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4.

許可の更新又は変更の状況

平成26年2月7日 新規許可

平成31年2月7日 更新許可

5.

積替え許可の有無

無

市名

-

許可番号

-

6.

規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

許可自治体	三重県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02450007551号	許可期限日	2031(令和13)年02月06日

許可番号 第02450007551号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

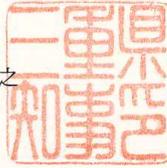
住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック

代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

優良



許可の年月日 令和6年2月27日

許可の有効年月日 令和13年2月6日

1. 事業の範囲
(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
 特定有害燃え殻(ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｶﾞﾞﾐ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ｸﾞｲｷﾞｼﾞﾝ類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｶﾞﾞﾐ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾝ、ﾌﾗﾓ、ｼﾞﾏｼﾞﾝ、ﾌｻﾞﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝゼﾞﾝ、セレン又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞｷﾞﾝ、ｸﾞｲｷﾞｼﾞﾝ類を含むものに限る。)、特定有害廃油(ﾄﾘｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾝ、ﾍﾞﾝゼﾞﾝ、1,4-ｼﾞｷﾞｷﾞﾝを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｶﾞﾞﾐ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾝ、ﾌﾗﾓ、ｼﾞﾏｼﾞﾝ、ﾌｻﾞﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝゼﾞﾝ、セレン又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞｷﾞﾝ、ｸﾞｲｷﾞｼﾞﾝ類を含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｶﾞﾞﾐ化合物、砒素又はその化合物、ｼﾞﾝ化合物、ﾄﾘｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｲﾌﾞﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｲﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾝ、ﾌﾗﾓ、ｼﾞﾏｼﾞﾝ、ﾌｻﾞﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ﾍﾞﾝゼﾞﾝ、セレン又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞｷﾞﾝ、ｸﾞｲｷﾞｼﾞﾝ類を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｶﾞﾞﾐ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｶﾞﾞﾐ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞｷﾞﾝ、ｸﾞｲｷﾞｼﾞﾝ類を含むものに限る。)、感染性産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)、ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)、特定有害廃石棉等 以上111種類
 ※低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」
 (平成18年7月26日環境省告示第98号)第2項第1号から第3号までに掲げる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の14の環境大臣が定める産業廃棄物のことをいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)
 該当なし

3. 許可の条件
 なし

4. 許可の更新又は変更の状況
 平成26年2月7日 新規許可
 平成31年2月7日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無
 市名 - 許可番号 -

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

R2100

許可自治体	滋賀県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02501007551号	許可期限日	2026(令和8)年07月29日

許可番号 第 0 2 5 0 1 0 0 7 5 5 1 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏 名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

許可の年 月 日 令和 元 年 9 月 6 日

滋賀県知事 三日月大造

許可の有効年月日 令和 8 年 7 月 29 日

1. 事業の範囲

積替のための収集運搬

事業の区分

産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、切削屑、炭素くず、動植物性残さ、除去に伴って生じた汚泥、その他これらに類する不要物(石綿、水銀使用品、有機溶剤、有機廃棄物、その他これらに類する有害物を含む。) (以上 16項目)

2. 積替又は保管を行うための積替又は保管を行う産業廃棄物の種類

(燃え殻、汚泥、廃油、切削屑、炭素くず、動植物性残さ、除去に伴って生じた汚泥、その他これらに類する不要物(石綿、水銀使用品、有機溶剤、有機廃棄物、その他これらに類する有害物を含む。))、積替又は保管の上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3 年 8 月 2 日	新規許可
平成 13 年 8 月 2 日	失効
平成 21 年 6 月 18 日	失効新規許可
平成 26 年 5 月 1 日	廃止
平成 26 年 7 月 30 日	新規許可
令和 元 年 7 月 30 日	更新許可 (優良認定)

5. 積替え許可の有無

市名 無 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

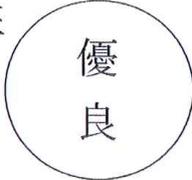
許可自治体	京都府	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02601007551号	許可期限日	2026(令和8)年10月01日



様式第七号の二 (第十条の二関係)

許可番号 02601007551

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和 2 年 1 月 10 日

許可の有効年月日 令和 8 年 10 月 1 日

- 事業の範囲
(積替え又は保管を含まない)
 ①燃え殻 ⑨繊維くず
 ②汚泥 ⑩動植物性残さ
 ③廃油 ⑪ゴムくず
 ④廃酸 ⑫金属くず (自動車等破砕物を除く。)
 ⑤廃アルカリ ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 (自動車等破砕物を除く。)
 ⑥廃プラスチック類 ⑭がれき類
 (自動車等破砕物を除く。)
 ⑦紙くず ⑮ばいじん
 ⑧木くず
 以上15種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、
 石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
平成26年10月2日：当初許可
令和2年1月10日：更新許可 (優良基準適合)
- 積替え許可の有無 有・無
- 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(日本工業規格 A列4番)

許可自治体	京都府	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02651007551号	許可期限日	2026(令和8)年10月01日



様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 02651007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和 6 年 1 月 31 日

許可の有効年月日 令和 8 年 10 月 1 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、ジクロロメタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- ③廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- ④廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）
- ⑤ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ⑥感染性産業廃棄物
- ⑦廃PCB等（微量PCB汚染絶縁油又は低濃度PCB含有廃油に限る。）
- ⑧PCB汚染物（微量PCB汚染物又は低濃度PCB含有汚染物に限る。）
- ⑨廃石綿等
以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
-
- なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年10月2日：当初許可

平成30年3月2日：変更許可（⑦⑧の限定の変更）

令和2年1月10日：更新許可（優良基準適合）

令和6年1月31日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：①⑤）

5. 積替え許可の有無 有・
-
- 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
-
- 有・無

(日本産業規格 A列4番)

許可自治体	大阪府	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02700007551号	許可期限日	2030(令和12)年03月05日

許可番号 第02700007551号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック
代表取締役 赤木 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和5年3月6日

許可の有効年月日 令和12年3月5日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃油
- 4 廃酸
- 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類
- 7 紙くず
- 8 木くず
- 9 繊維くず
- 10 動植物性残さ
- 11 金属くず
- 12 ガラスくず
- 13 鉱さい
- 14 がれき類
- 15 ばいじん

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上15種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年3月6日 当初許可

令和5年3月7日 更新許可

令和5年3月7日 優良認定

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

許可自治体	大阪府	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02750007551号	許可期限日	2030(令和12)年03月05日

許可番号 第02750007551号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋皮



許可の年月日 令和5年3月6日

許可の有効年月日 令和12年3月5日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻
 - 汚泥
 - 廃油
 - 廃酸
 - 廃アルカリ
 - 鉱さい
 - ばいじん
 - 廃石綿等
 - 廃PCB等
 - PCB汚染物
- 以上10種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成20年3月6日 当初許可

令和5年3月7日 更新許可

令和5年3月7日 優良認定

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

許可自治体	兵庫県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02806007551号	許可期限日	2030(令和12)年06月13日



許可番号 第 02806007551 号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
 氏 名 株式会社ユアック
 代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和5年6月14日

許可の有効年月日 令和12年6月13日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)
- 2.汚泥(水銀含有ばいじん等及び石棉含有産業廃棄物を含む。)
- 3.廃油
- 4.廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)
- 5.廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)
- 6.廃プラスチック類(石棉含有産業廃棄物を含む。)
- 7.紙くず
- 8.木くず
- 9.繊維くず
- 10.動植物性残さ
- 11.金属くず
- 12.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石棉含有産業廃棄物を含む。)
- 13.がれき類(石棉含有産業廃棄物を含む。)
- 14.ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上 14 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成5年6月14日 新規許可
- 平成6年10月20日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)
- 平成7年11月8日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)
- 平成10年6月14日 更新許可
- 平成15年6月14日 更新許可
- 平成20年6月14日 更新許可
- 平成23年5月10日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)
- 平成25年6月14日 更新許可
- 平成30年6月14日 更新許可
- 令和5年6月14日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	兵庫県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02856007551号	許可期限日	2027(令和9)年11月07日



許可番号 第 02856007551 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏 名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏 三



許可の年月日 令和2年11月8日

許可の有効年月日 令和9年11月7日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)
取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻
- 2.汚泥
- 3.廃油
- 4.廃酸
- 5.廃アルカリ
- 6.鉱さい
- 7.ばいじん
- 8.廃石綿等
- 9.廃ポリ塩化ビフェニル等(無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物として環境大臣が定めるものに限る。)
- 10.ポリ塩化ビフェニル汚染物(無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物として環境大臣が定めるものに限る。)

以上 10 種類

2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成7年11月8日 新規許可
- 平成12年11月8日 更新許可
- 平成17年11月8日 更新許可
- 平成22年11月8日 更新許可
- 平成24年7月25日 変更許可 (取扱特別管理産業廃棄物の追加)
- 平成25年3月28日 変更許可 (取扱特別管理産業廃棄物の追加)
- 平成27年11月8日 更新許可
- 平成29年7月31日 変更許可 (取扱特別管理産業廃棄物の追加)
- 令和2年11月8日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	奈良県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02900007551号	許可期限日	2031(令和13)年01月09日

許可番号 第 02900007551 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 6年 1月10日

許可の有効年月日 令和13年 1月 9日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く)
※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成26年 1月10日 新規許可、
平成31年 1月10日 更新許可、
令和 6年 1月10日 更新許可、
令和 6年 1月10日 優良基準適合

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	奈良県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02950007551号	許可期限日	2031(令和13)年01月09日

許可番号 第 02950007551 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏 名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 6年 1月10日

許可の有効年月日 令和13年 1月 9日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、感染性産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る)、ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る)、廃石綿等 以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成26年 1月10日 新規許可、
平成31年 1月10日 更新許可、
令和 6年 1月10日 更新許可、
令和 6年 1月10日 優良基準適合

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	和歌山県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03000007551号	許可期限日	2026(令和8)年05月21日



許可番号 第03000007551号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
 名 称 株式会社ユアック
 代表取締役 赤本 裕

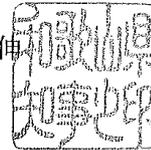


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

許 可 の 年 月 日 令和 元年 8月23日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8年 5月21日



1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- | | |
|-------------|------------|
| 1) 燃え殻 | 9) 繊維くず |
| 2) 汚泥 | 10) 動植物性残さ |
| 3) 廃油 | 11) ゴムくず |
| 4) 廃酸 | 12) 金属くず |
| 5) 廃アルカリ | 13) ガラスくず |
| 6) 廃プラスチック類 | 14) 鉱さい |
| 7) 紙くず | 15) がれき類 |
| 8) 木くず | 16) ばいじん |

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるもの

- 1) 2) 4) 5) 14) 16)

取扱産業廃棄物のうち、石棉含有産業廃棄物が含まれるもの

- 6) 13) 15)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成26年 5月22日 新規許可

5. 積替え許可の有無(和歌山市区域) 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	和歌山県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03050007551号	許可期限日	2026(令和8)年05月21日



許可番号 第03050007551号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

名称 株式会社ユアック

代表取締役 赤本 裕

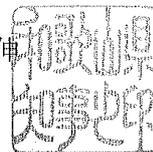


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂 吉伸

許可の年月日 令和 元年 8月23日

許可の有効年月日 令和 8年 5月21日



1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオホルム、シメジン、チオベンソール、ベンゼン、セルソル若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン若しくはグアイネン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオホルム、シメジン、チオベンソール、ベンゼン、セルソル若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン若しくはグアイネン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 4) 感染性産業廃棄物
- 5) 廃PCB等（微量のもの及び低濃度のものに限る。）
- 6) PCB汚染物（微量のもの及び低濃度のものに限る。）
- 7) 廃石棉等
- 8) 燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セルソル若しくはその化合物又はグアイネン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 9) 汚泥（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオホルム、シメジン、チオベンソール、ベンゼン、セルソル若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン若しくはグアイネン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 10) 鉱さい（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はセルソル若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 11) ばいじん（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はセルソル若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設なし

許可自治体	和歌山県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03050007551号	許可期限日	2026(令和8)年05月21日

3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
平成26年 5月22日 新規許可 平成29年10月16日 変更許可
5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

COPY

許可自治体	鳥取県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03101007551号	許可期限日	2026(令和8)年08月08日

許可番号 03101007551

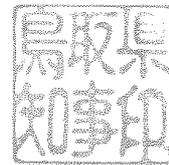
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和元年8月9日
許可の有効年月日 令和8年8月8日

- 事業の範囲
別紙のとおり
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
令和元年8月20日 更新許可及び変更許可（品目の追加（燃え殻、廃酸、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、ばいじん）
令和3年12月23日 変更届（石綿含有産業廃棄物の有無の変更）
- 積替え許可の有無
鳥取市 有 ・ 無
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

許可自治体	鳥取県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03101007551号	許可期限日	2026(令和8)年08月08日

別紙

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	燃え殻	—
(2)	汚泥	—
(3)	廃油	—
(4)	廃酸	—
(5)	廃アルカリ	—
(6)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	—
(7)	紙くず	—
(8)	木くず	—
(9)	繊維くず	—
(10)	動植物性残さ	—
(11)	ゴムくず	—
(12)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	—
(13)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	—
(14)	鉱さい	—
(15)	がれき類	—
(16)	ばいじん	—

- ・以上16品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
- ・(2)、(6)、(13)及び(15)にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
- ・(6)、(12)及び(13)にあつては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。
- ・(1)、(2)、(4)、(5)、(14)及び(16)にあつては水銀含有ばいじん等であるものを含む。

(備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。



許可自治体	鳥取県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03151007551号	許可期限日	2026(令和8)年08月08日

許可番号 03151007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕



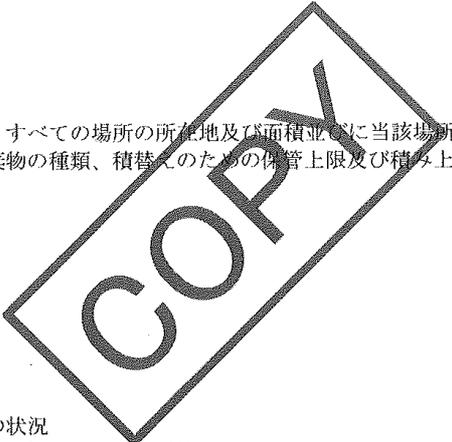
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和元年8月9日
許可の有効年月日 令和8年8月8日

1. 事業の範囲
別紙のとおり
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
令和元年8月20日 更新許可及び変更許可 (品目の追加 (ポリ塩化ビフェニル処理物)、限定内容の追加 (廃油、廃酸、廃アルカリ、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ばいじん、汚泥))
5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 無
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無



許可自治体	鳥取県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03151007551号	許可期限日	2026(令和8)年08月08日

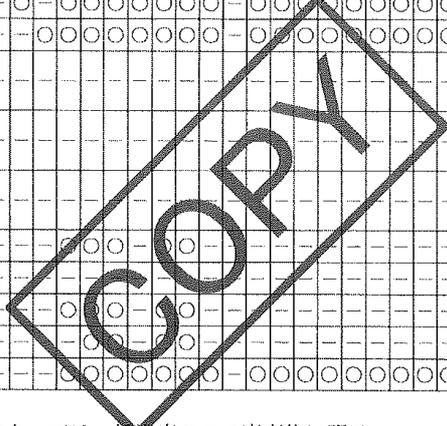
別紙

1. 事業の範囲		限定内容																	積替え保管の有無										
取り扱うことができる特別管理産業廃棄物の種類	限定なし	揮発油類	水素イオン濃度指数二・〇以下	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機リン化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン		一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	三・トリクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	ダイオキシン類	その他の限定条件
		(1) 廃油	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-
(2) 廃酸	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(3) 廃アルカリ	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(4) 廃ポリ塩化ビフェニル等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
(5) ポリ塩化ビフェニル汚染物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
(6) ポリ塩化ビフェニル処理物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
(7) 鉱さい	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
(8) 廃石綿等	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(9) はいじん	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	
(10) 燃え殻	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	
(11) 汚泥	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

・以上11品目。
 ・(4)、(5)及び(6)にあつては、低濃度PCB廃棄物に限る。

(備考)「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取り扱うことができないものを示す。

県印



許可自治体	島根県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03200007551号	許可期限日	2027(令和9)年02月22日

許可番号 03200007551

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町菅ヶ原393番地の2

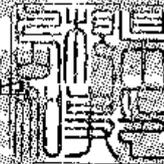
名称 株式会社 エアック

代表取締役 赤本 裕

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和6年9月23日

許可の有効期限 令和9年2月22日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬業(以下余白)

産業廃棄物の種類

石油、炭酸、廃アクリル、水溶性有機溶剤、石油系有機溶剤、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばい土等及び特別有害産業廃棄物であるものを除く(以下余白)

2. 積替え又は保管を行うための場所の所在地及び積面並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えの荷物の保管上の積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成22年2月23日新規許可
- (2) 令和2年2月5日更新許可

5. 積替え許可の有無 有 - 無

松江市の区域に在る積替え許可無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 - 無

許可自治体	岡山県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03308007551号	許可期限日	2028(令和10)年01月24日

許可番号 第03308007551号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
名称 株式会社エムエスエス
代表取締役 赤木 裕

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けたる者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太

許可の年月日 令和3年1月25日
許可の有効年月日 令和10年1月24日

1. 事業の範囲
(1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱ふ産業廃棄物の種類 表面別表のとおり、16種類

2. 積替え又は保管を行うための場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み止げることのできる高さ 該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成2年6月14日 新規許可
令和3年1月25日 更新許可

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

許可自治体	岡山県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03308007551号	許可期限日	2028(令和10)年01月24日

別表

株式会社ユア

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
			取扱う品目	限定がある場合 その内容
1 燃え殻	○			
2 汚泥	○			
3 廃油	○			
4 廃酸	○			
5 廃アルカリ	○			
6 廃プラスチック類 自動車等破砕物	○			
7 紙くず	○			
8 木くず	○			
9 繊維くず	○			
10 動植物の死体	○			
11 動物の骨・角・形骸等	○			
12 ゴムくず	○			
13 金属くず 自動車等破砕物	○			
14 ガラスくず等 自動車等破砕物	○			
15 転さい	○			
16 がれき類	○			
17 動物の糞尿				
18 植物の死体				
19 はいじん	○			
20 産業廃棄物処理物				
21 輸入物				

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀含有はいじん等が含まれるかどうか	含む	—

(備考) 表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取り扱うことができないものを示す。
 ガラスくず等は、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
 積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に付して取り扱う場所の数字を記載する。

許可自治体	岡山県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03358007551号	許可期限日	2028(令和10)年01月24日

許可番号 第03358007551号	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	
住所	岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
名称	株式会社コア 代表取締役 赤木 裕
優良	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する	
岡山県知事 伊原木 隆久	
許可の年月日	令和3年1月25日
許可の有効年月日	令和10年1月24日
1. 事業の範囲	(1) 積替え又は保管の有無 無 (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 12種類
2. 積替え又は保管を行うための場所の所在地及び面積並びに当該場所における積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替のための保管上限及び積み上げることができる高さ	該当なし
3. 許可の条件	なし
4. 許可の更新又は変更の状況	平成5年8月19日 新規許可 令和3年1月25日 更新許可
5. 積替え許可の有無	無
6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無	有

許可自治体	広島県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03400007551号	許可期限日	2026(令和8)年11月24日

許可番号 第03400007551号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
 氏名 株式会社 ユアック
 代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦



許可の年月日 令和元年11月25日
 許可の有効年月日 令和8年11月24日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鋳さい、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年1月22日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可自治体	広島県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03450007551号	許可期限日	2030(令和12)年01月23日

許可番号 第03450007551号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原993番地の2
 氏名 株式会社 ユアック
 代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎英彦 

許可の年月日 令和5年1月24日
 許可の有効年月日 令和12年1月23日

1. 事業の範囲

事業の区分
 収集運搬（積替え・保管は含まない。）
 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

炭酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

高アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物
 廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に係るものに限る。）
 PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に係るものに限る。）
 廃石綿等

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）

鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。） 以下空白

許可自治体	広島県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03450007551号	許可期限日	2030(令和12)年01月23日

2.	積替え又は保管を行うおける場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上層及び積み上げることができる高さ
3.	許可の条件
4.	許可の更新又は変更の状況 令和5年1月26日 更新許可(優良認定) 令和5年7月28日 変更許可
5.	積替え許可の有無 無 市番 — 許可番号 —
6.	規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有
備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。	

許可自治体	山口県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03500007551号	許可期限日	2031(令和13)年02月24日



許可番号 第03500007551号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏 名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 令和 6年 2月 25日
許可の有効年月日 令和 13年 2月 24日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん
(これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上16種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6年 2月 25日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

許可自治体	山口県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03550007551号	許可期限日	2031(令和13)年03月22日



許可番号 第03550007551号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣政



許可の年月日 令和 6年 3月 23日

許可の有効年月日 令和 13年 3月 22日

1. 事業の範囲

(1)特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり

(2)事業の区分
積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
令和 6年 3月 23日 更新許可

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
有

許可自治体	山口県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03550007551号	許可期限日	2031(令和13)年03月22日

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジチオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉱さい (水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジチオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 感染性産業廃棄物
- 廃石綿等
- 廃PCB等
- PCB汚染物
- 以上11種類

許可自治体	徳島県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第3600007551号	許可期限日	2031(令和13)年04月23日

許可番号03600007551

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏 名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和6年4月24日

許可の有効年月日 令和13年4月23日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん
(以上16種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年4月24日 新規許可

平成25年12月9日 変更許可 (燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじんの追加、汚泥(有機性のものに限り。)の限定解除)

平成26年4月24日 更新許可

平成31年4月24日 更新許可

令和6年4月24日 更新許可

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

☑・無

許可自治体	徳島県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第3650007551号	許可期限日	2031(令和13)年04月23日

許可番号03650007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
 氏 名 株式会社ユアック
 代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
 第14条の5第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和6年4月24日

許可の有効年月日 令和13年4月23日

1. 事業の範囲

裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年4月24日 新規許可
 平成25年2月25日 変更届出 (汚泥(水銀又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)、廃酸(水銀又はその化合物、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)、廃アルカリ(水銀又はその化合物、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)の追加)
 平成25年3月14日 変更許可 (燃え殻、鉱さい、ばいじん、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、廃石綿等の追加)
 平成25年7月29日 変更許可 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじんの1・4-ジオキサン、感染性産業廃棄物の追加)
 平成26年4月24日 更新許可
 平成31年4月24日 更新許可
 令和6年4月24日 更新許可

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

許可自治体	徳島県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第3650007551号	許可期限日	2031(令和13)年04月23日

1. 事業の範囲	
(1) 積替え	なし
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	
燃え殻	(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
汚泥	(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
廃油	(揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの、又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
廃酸	(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
廃アルカリ	(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
鉱さい	(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
ばいじん	(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
感染性産業廃棄物	
廃ポリ塩化ビフェニル等	(微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。)
ポリ塩化ビフェニル汚染物	(微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。)
廃石綿等	
(以上11種類)	
以下余白	

許可自治体	香川県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03709007551号	許可期限日	2029(令和11)年03月06日



許可番号03709007551

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
 氏名 株式会社 ユアック
 代表取締役 赤本 裕
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日 令和4年3月22日

許可の有効年月日 令和11年3月6日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①汚泥②廃油③廃アルカリ④廃プラスチック類(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。)以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余白

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年3月7日(当初許可)

平成24年3月7日(更新許可)

平成29年3月7日(更新許可)

令和4年3月22日(更新許可)

5. 積替え許可の有無 有・無

市名 余白

許可番号 余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

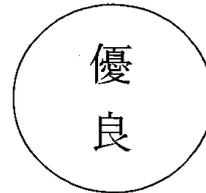
許可自治体	香川県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03759007551号	許可期限日	2029(令和11)年03月06日



許可番号 03759007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏 名 株式会社 ユアック
代表取締役 赤本 裕
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の4第1項~~ の許可を受けた者であることを証する。
第14条の5第1項

香川県知事 浜 田 恵 造



許可の年月日 令和4年3月22日

許可の有効年月日 令和11年3月6日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含まず。
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

裏面記載のとおり。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成19年3月7日(当初許可)
- 平成24年3月7日(更新許可)
- 平成24年6月4日(変更許可)
- 平成25年8月1日(変更許可)
- 平成29年3月7日(更新許可)
- 令和4年3月22日(更新許可・変更許可)

5. 積替え許可の有無 有・無

市名 余 白 許可番号 余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可自治体	香川県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03759007551号	許可期限日	2029(令和11)年03月06日

1. 事業の範囲	
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	
廃油	①揮発油類、灯油類及び軽油類 ②次の物質を含むことのみにより有害なもの (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼン)
廃酸	①水素イオン濃度指数2.0以下のもの ②次の物質を含むことのみにより有害なもの (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオラム、シメジン、チオベンゾカド、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイキシン類)
廃アルカリ	①水素イオン濃度指数12.5以上のもの ②次の物質を含むことのみにより有害なもの (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオラム、シメジン、チオベンゾカド、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイキシン類)
感染性産業廃棄物	
廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)	
ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)	
ポリ塩化ビフェニル処理物(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)	
鉱さい	次の物質を含むことのみにより有害なもの (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)
廃石綿等 ばいじん	次の物質を含むことのみにより有害なもの (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイキシン類)
燃え殻	次の物質を含むことのみにより有害なもの (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイキシン類)
汚泥	次の物質を含むことのみにより有害なもの (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオラム、シメジン、チオベンゾカド、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジメチルベンゼン、ダイキシン類)以上
以下 余白	

許可自治体	愛媛県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第3807007551号	許可期限日	2030(令和12)年02月14日

許可番号 03807007551

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
 氏名 株式会社ユアック
 代表取締役 赤本 裕



第14条第1項の許可を受けた者である
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日 令和 5年 2月15日
 許可の有効年月日 令和12年 2月14日

1. 事業の範囲
 (事業の区分)
 収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)
 (産業廃棄物の種類)
 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん
 以上16種類
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当事項なし
3. 許可の条件
 該当事項なし
4. 許可の更新又は変更の状況
 平成25年 2月15日 (当初許可)
 平成30年 5月 9日 (更新許可)
 令和 5年 2月15日 (優良認定)
 令和 5年 2月15日 (更新許可)

(裏面に続く)

許可自治体	愛媛県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第3807007551号	許可期限日	2030(令和12)年02月14日

(裏面)

5. 松山市の区域における積替え保管の有無 有・無6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可自治体	愛媛県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第3857007551号	許可期限日	2030(令和12)年02月14日

許可番号 03857007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
 氏名 株式会社エアック
 代表取締役 赤本 裕



第14条の4第1項の許可を受けた者である
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日 令和 5年 2月15日
 許可の有効年月日 令和12年 2月14日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油(揮発油類、灯油類、軽油類及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なもの。)

廃酸(水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの及びアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なもの。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの及びアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なもの。)

感染性産業廃棄物

(裏面に続く)

許可自治体	愛媛県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第3857007551号	許可期限日	2030(令和12)年02月14日

(裏 面)

廃ポリ塩化ビフェニル等（微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。）
 ポリ塩化ビフェニル汚染物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。）
 銻さい（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、
 鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化
 合物を含むことのみにより有害なもの。）

廃石綿等

ばいじん（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、
 鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化
 合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なもの。）

汚泥（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛
 又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シア
 ン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭
 素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-
 トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマ
 ジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキ
 シン類を含むことのみにより有害なもの。）

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素
 又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害
 なもの。）

以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は
 保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高
 さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 2月14日(当初許可)

平成26年 3月13日(変更許可)

(廃油(1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの)、廃酸(1,4-ジオキサンを含むことによ
 り有害なもの)、廃アルカリ(1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの)、感染性産業廃
 棄物、汚泥(1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの)、ばいじん(1,4-ジオキサンを含
 むことにより有害なもの)以上6種類の追加)

平成30年 5月 9日(更新許可)

令和 5年 2月15日(優良認定)

令和 5年 2月15日(更新許可)

5. 松山市の区域における積替え保管の有無 有・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ・無

許可自治体	高知県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03900007551号	許可期限日	2029(令和11)年08月16日

様式第七号の二(第十条の二関係)

許可番号 03900007551	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住所	岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏名	株式会社ユアック
代表取締役	赤本 裕
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。	
高知県知事 濱田 省司	
許可の年月日	令和4年9月15日
許可の有効年月日	令和11年8月16日
1. 事業の範囲	
(1)事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)	
(2)取り扱う産業廃棄物の種類	
燃え殻(*3を含む。)、汚泥(*1、*3を含む。)、廃油、廃酸(*3を含む。)、廃アルカリ(*3を含む。)、廃プラスチック類(*1、*2を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*2を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1、*2を含む。)、鋳さい(*3を含む。)、がれき類(*1を含む。)、ばいじん(*3を含む。)	
以下余白	
※取り扱う産業廃棄物の種類	
*1:石綿含有産業廃棄物、*2:水銀使用製品産業廃棄物、*3:水銀含有ばいじん等については、(…を含む。)の記載のない場合は含まない。	
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
該当なし	
3. 許可の条件	
なし	
4. 許可の更新又は変更の状況	
平成24年8月17日	新規許可
平成29年10月11日	更新許可
令和4年9月15日	更新許可(優良認定)
5. 高知市内の積替え許可の有無 無	
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有	
以下余白	

4-11510005-00000000

許可自治体	高知県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03950007551号	許可期限日	2029(令和11)年08月16日

様式第十三号の二(第十条の十四関係)

許可番号 03950007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏 名 株式会社ユアック

代表取締役 赤本 裕

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 濱田 省司

許可の年月日 令和4年9月15日

許可の有効年月日 令和11年8月16日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、感染性産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル等(電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物になったものに限る。)、ポリ塩化ビフェニル汚染物(微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。)、鉍さい(裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃石綿等、ばいじん(裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、燃え殻(裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、汚泥(裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。) 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件 無し

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面に記載のとおり

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

許可自治体	高知県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03950007551号	許可期限日	2029(令和11)年08月16日

<裏面>

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（有害物質を含むもの）

	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻
水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
有機燐化合物	○	○	○	○	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
シアニ化合物	○	○	○	○	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	○	○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○	○
チウラム	○	○	○	○	○	○	○
シマジン	○	○	○	○	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○
ダイオキシン類	○	○	○	○	○	○	○

※ 「○」を付したものが取り扱うことができるものを、「-」を付したものが取り扱うことができないものを指す。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年 8月17日 新規許可

平成26年 5月22日 変更許可 (感染性産業廃棄物、鉍さい、ばいじん、燃え殻の追加、有害物質を含む廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥の一部追加、廃ポリ塩化ビフェニル等の限定を変更)

平成29年10月11日 更新許可

令和4年 9月15日 更新許可 (優良認定)

許可自治体	福岡県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04000007551号	許可期限日	2027(令和9)年05月18日

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号 04000007551

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎

許可の年月日 令和 4 年 5 月 19 日

許可の有効年月日 令和 9 年 5 月 18 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん（汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。） 以上17品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

なし

5. 積替え許可の有無

有 ・ 無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。

許可自治体	福岡県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04050007551号	許可期限日	2027(令和9)年08月18日

様式第十三号之二（第十条の十四関係）

許可番号 04050007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

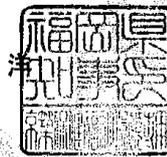
住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏 名 株式会社ユアック
代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 8 月 19 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9 年 8 月 18 日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

裏面のとおり
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 8 月 19 日 更新許可
令和 2 年 12 月 8 日 変更許可により取扱品目（ポリ塩化ビフェニル処理物）の追加及び取扱品目（廃ポリ塩化ビフェニル、廃ポリ塩化ビフェニル汚染物）の限定の変更
以下余白

5. 積替え許可の有無 有
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名
以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。

許可自治体	福岡県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04050007551号	許可期限日	2027(令和9)年08月18日

	(裏面)
1. 事業の範囲	
積替え、保管を含まない	
廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)	
廃酸 (水素イオン濃度指数2. 0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)	
廃アルカリ (水素イオン濃度指数12. 5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)	
廃ポリ塩化ビフェニル等 (低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)	
ポリ塩化ビフェニル汚染物 (低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)	
ポリ塩化ビフェニル処理物 (低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)	
鉱さい (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)	
廃石綿等	
ばいじん (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)	
燃え殻 (カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)	
汚泥 (水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)	
以上11品目 以下余白	

許可自治体	佐賀県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04151007551号	許可期限日	2027(令和9)年10月25日

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 04151007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
 氏 名 株式会社ユアック
 代表取締役 赤本 裕

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和3年(2021年) 3月16日
 許可の有効年月日 令和9年(2027年) 10月25日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃 え 殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 汚 泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃 油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃 酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

〔裏面へ〕

許可自治体	佐賀県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04151007551号	許可期限日	2027(令和9)年10月25日

	<p> 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ なし </p> <p> 3. 許可の条件 なし </p> <p> 4. 許可の更新又は変更の状況 令和 2年 10月 26日 更新許可 優良基準適合 令和 3年 3月 16日 産業廃棄物の種類の変更 廃ホリ塩化ビフェニル等、ホリ塩化ビフェニル汚染物の限定内容の変更(低濃度PCBに限る) 以下余白 </p> <p> 5. 積替え許可の有無 余白 </p> <p> 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 </p>
--	--

許可自治体	長崎県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04250007551号	許可期限日	2028(令和10)年02月29日

様式第七号の二（第七条の二四関係）

許可番号 04250007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県久米郡美咲町吉々第393番地の2

氏 名 株式会社アック 代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 中村 法道



許可の年月日 令和5年 3月 1日

許可の有効年月日 令和10年 2月29日

I. 事業の範囲

廃油

（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸

（pH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錳化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ

（pH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錳化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

特別有害産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等

（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）

（裏面へローランド）

許可自治体	長崎県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04250007551号	許可期限日	2028(令和10)年02月29日

(案内)

ポリ塩化ビフェニル汚染物
(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)

鉱さい
(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

磨石綿等
(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻
(特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥
(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリス(1,1,2-トリクロロエタン)、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、フオロシロリン酸ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上11種類(積替え・保管行為を含まない。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管土壌及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の変更又は変更の状況
平成28年 3月 1日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	熊本県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04355007551号	許可期限日	2027(令和9)年10月05日

様式第十三号の二（第十条の十四関係）

許可番号 第04355007551号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
 氏 名 株式会社ユアック
 代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和2年(2020年)12月15日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)10月5日

1. 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（特定有害産業廃棄物の種類については別表参照）	（特記事項）	積替 保管
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	—	—
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）	—	—
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）	—	—
廃ポリ塩化ビフェニル等	低濃度ポリ塩化ビフェニル等に限る。以下余白	—
ポリ塩化ビフェニル汚染物	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物に限る。以下余白	—
廃石綿等	—	—
銲さい（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
ばいじん（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
燃え殻（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
汚泥（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃油（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃酸（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃アルカリ（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

許可自治体	熊本県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04355007551号	許可期限日	2027(令和9)年10月05日

4. 許可の更新又は変更の状況
- (1) 平成27年(2015年)10月6日付けで新規許可
 - (2) 令和2年(2020年)10月5日付けの変更届出により事業の一部廃止(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として、「感染性産業廃棄物」を削除。)
 - (3) 令和2年(2020年)12月15日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として、「廃ポリ塩化ビフェニル等(微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。)」及び「ポリ塩化ビフェニル汚染物(微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。)」を削除し、「廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度ポリ塩化ビフェニル等に限る。)」及び「ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物に限る。)」を追加。)
 - (4) 令和2年(2020年)12月15日付けで更新許可及び優良基準適合認定
5. 積替え許可の有無 「無」
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考
 「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

(別表)

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類						
	鉍さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	○	○	-	○	-	○	○
水銀又はその化合物	○	○	-	○	-	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	-	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	-	○	○
有機燐化合物	-	-	-	○	-	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	-	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	-	○	○
シアン化合物	-	-	-	○	-	○	○
トリクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
ジクロロメタン	-	-	-	○	○	○	○
四塩化炭素	-	-	-	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	-	-	-	○	○	○	○
チウラム	-	-	-	○	-	○	○
シマジン	-	-	-	○	-	○	○
チオベンカルブ	-	-	-	○	-	○	○
ベンゼン	-	-	-	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	-	○	○
1, 4-ジオキサン	-	○	-	○	○	○	○
ダイオキシン類	-	○	○	○	-	○	○

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの

許可自治体	大分県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04452007551号	許可期限日	2027(令和9)年08月27日

許可番号 04452007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



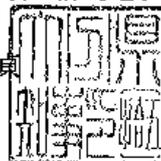
住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック

代表取締役 赤本 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝卓



許可の年月日 令和2年10月1日

許可の有効年月日 令和9年8月27日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物

廃PCB等 (低濃度PCB廃棄物に限る。)

PCB汚染物 (低濃度PCB廃棄物に限る。)

塵石綿等

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・1-ジクロロプロペン、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

廃酸

(水素イオン濃度指数10以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

廃アルカリ

(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

鉍さい

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

燃え殻

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

ばいじん

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

以下裏面へ続く

許可自治体	大分県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04452007551号	許可期限日	2027(令和9)年08月27日

薬品

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

(以上11種類に限る。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る)
積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年8月28日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
平成27年9月7日	変更届(運搬施設)
平成28年3月2日	変更届(役員)
平成29年7月31日	変更届(株主)
平成29年10月6日	変更届(運搬施設)
平成29年11月30日	変更届(運搬施設)
平成30年7月25日	変更届(運搬施設)
令和元年6月18日	変更届(運搬施設)
令和2年8月28日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可(優良基準適合認定)
令和2年10月1日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可(品目の追加)

5. 積替え許可の有無
市名 有 無 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
無

許可自治体	宮崎県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04550007551号	許可期限日	2027(令和9)年11月09日

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号 第04550007551号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
氏名 株式会社 ユアック 代表取締役 赤本 裕
(法人にあっては名称及び代表者氏名)

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣

許可の年月日 令和2年11月10日
許可の有効年月日 令和9年11月9日

1 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え・保管の有無 なし

特別管理産業廃棄物の種類

廃油：揮発油類、灯油類、軽油類及び廃溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン）のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。）

廃酸：水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃アルカリ：水素イオン濃度指数12.0以上のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

感染性産業廃棄物
廃ポリ塩化ビフェニル等：低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。
水溶性ポリ塩化ビフェニル廃棄物：低濃度水溶性ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。

鉱さい：アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃石棉等
ばいじん：アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

燃え殻：カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

汚泥：アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

以上11種類、以下余白

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

許可自治体	宮崎県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04550007551号	許可期限日	2027(令和9)年11月09日

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成27年11月10日 第04550007551号 令和2年11月9日 第04550007551号	新規許可 変更許可： ①廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物の限定を「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。」に変更。 ②アルキル水銀化合物の追加（廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及び汚泥） 更新許可（優良基準適合認定）
令和2年11月10日 第04550007551号	以下余白

(別記)

- 事務所及び事業場の所在地
 [事務所] 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393-2 電話番号：0868-62-1500
 [事業場] 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字沼辺り394-1 電話番号：同上
- 特記事項
 ① 県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）を遵守すること。
 ② 運搬車両については、宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム (<http://sanpai.pref.miyazaki.lg.jp/>) で情報提供を行っている。

許可自治体	鹿児島県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04650007551号	許可期限日	2027(令和9)年09月06日

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号04650007551号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
 氏 名 株式会社ユアック
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 赤本裕

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和 2年10月22日
 許可の有効年月日 令和 9年 9月 6日

1 事業の範囲
 別表のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
 なし

3 許可の条件
 なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成27年9月7日	
更新許可	令和2年9月7日	
優良認定	令和2年9月7日	
変更許可	令和2年10月22日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃ポリ塩化ビフェニル等（微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）」を「廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB廃棄物に限る。）」に、「ポリ塩化ビフェニル汚染物（微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）」を「ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）」に変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

「優良」の表示は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

許可自治体	鹿児島県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04650007551号	許可期限日	2027(令和9)年09月06日

(別表)

事業の範囲	
収集及び運搬(積替え又は保管を除く。)	
取り扱う産業廃棄物の種類	
廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
銻さい	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物
ばいじん	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
燃え殻	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類
汚泥	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

県印

鹿知

許可自治体	鹿児島県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04650007551号	許可期限日	2027(令和9)年09月06日

感染性産業廃棄物
廃石綿等
廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB廃棄物に限る。）
ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）

県印

COPY